

佐賀市市民活動応援制度「チカラット」 平成28年度 募集要項 対象事業



制度の趣旨

佐賀市市民活動応援制度「チカラット」は、市民活動団体が行う公益的な事業の中から、市民の皆さんが応援したいと思う事業を選んで市へ届出（投票）し、その投票数に応じて、事業を実施する市民活動団体へ支援金を交付する制度です。

■制度の目的

- ◇市民活動団体の資金面での強化だけでなく、団体の情報発信力や説明責任力も高まり、自分達の活動を広く市民に知ってもらうことで、多くの市民からの認知度や共感も高めていく
→市民活動団体の活動基盤の強化を図り、団体が行う公益的な活動が充実することで「暮らしやすいまち 佐賀」の実現を目指す
- ◇多くの市民に、さまざまな魅力的な活動があることを知ってもらい、市民活動への参加と実践を促進する
→市民の「市民活動」に対する関心を高め、市民活動をとおした「まちづくり」活動への参画をすすめる

申請要件

団体要件（交付申請をすることができる団体）

支援金の交付の対象となる市民活動団体（以下「支援対象団体」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たしている団体であることが必要です。（ただし、支援対象団体として適当でないと市長が認める場合は、この限りではありません。）

- (1) ボランティア活動を行う団体、特定非営利活動法人※、その他の非営利活動を行う団体で、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年の健全育成その他社会貢献にかかる分野の活動を行っていること。（法人格の有無は問いません）
※特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (2) 佐賀市内に活動の拠点を置き、主として市内において活動をしていること。
- (3) 規約、会則、定款等その他の市民活動団体の組織、運営等に関する定め及び役員名簿等を有していること。
- (4) 団体を組織する構成員の数が、5名以上であること。
- (5) 法令、条例等に違反し、又は公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動を主な目的としていないこと。
- (7) 支援金の交付を申請する時においておおむね1年以上継続的な活動の実績があること。
- (8) 佐賀市が刊行している市民活動団体ガイドブックに既に登録していること又は支援金の交付の対象となる事業を実施する年度中に登録予定であること。
- (9) 団体又は構成員が暴力団等に該当しないこと。
- (10) その他、市民活動団体としてふさわしくない活動を行っていないこと。

事業要件（交付申請ができる事業）

支援金の交付対象となる事業は、市民活動団体が自ら企画して実施する公益的事業であって、次の条件を全て満たしていることが必要です。なお、申請できるのは、1団体1事業に限ります。（ただし、支援対象事業として適当でないと市長が認める場合は、この限りではありません。）

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動その他の社会貢献に係る分野の事業であること。
- (2) 広く市民に開かれ、市民活動団体が自主的かつ自発的に行う事業であること。
- (3) 社会的課題等の解決のために取り組む事業であること。
- (4) 営利を目的とする事業でないこと。
- (5) 原則として、佐賀市内で実施される事業であること。
- (6) 市民を主たる対象とする事業であること。
- (7) 当該事業を実施する支援対象団体の構成員のみを対象とする事業でないこと。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業ではないこと。
- (9) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業ではないこと。
- (10) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業でないこと。
- (11) 一の校区又は地区の域内を対象とし、かつ、主に当該地域の住民のみが受益者となる事業ではないこと。
- (12) 本市が進める事業の方針に明らかに反したもの又は著しく外れたものではないこと。
- (13) 支援金の交付を受けようとする年度中に、当該事業に対し本市が交付する補助金等を受領し、又は当該事業に係る委託契約の締結等を行わないこと。

※他の補助金や助成金等の重複は構いませんが、他の制度では重複は認められていない場合がありますのでご注意ください。

【特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる特定非営利活動】

具体的な分野	
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	11 国際協力の活動
2 社会教育の推進を図る活動	12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
3 まちづくりの推進を図る活動	13 子どもの健全育成を図る活動
4 観光の振興を図る活動	14 情報化社会の発展を図る活動
5 農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動	15 科学技術の振興を図る活動
6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	16 経済活動の活性化を図る活動
7 環境の保全を図る活動	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
8 災害救援活動	18 消費者の保護を図る活動
9 地域安全活動	19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	20 その他の分野

【対象にならない事業】（具体例）

- ・ 国、県、市、他の市民活動団体、事業者等が主催するイベントに参加する形式で実施する事業（例：バルーンフェスタ憩いの広場のステージイベントへの出演、佐賀城下栄の国祭りのパレードへの参加など）
- ・ 同窓会、合コン、お祭りなど共益的な要素の強い事業
- ・ 結婚相談など私的な領域が強い事業

交付申請額

交付申請額は、対象事業費（対象経費の総額）の3分の2以内の額。上限30万円

事業計画（事業実施期間）について

平成28年4月1日～平成29年3月31日 ※事業計画は、左記期間内で策定してください。

対象経費

○支援金の対象経費は、申請事業の目的を達成するために直接必要と認められる経費のみです。

【対象にならない経費】（具体例）

団体の日常運営に係る経常的な経費（事務所の賃借料、光熱費、人件費、車の維持費等）、申請事業に直接必要と認められない経費（会員のスキルアップを目的とした研修等に係る費用、先進地視察等に係る費用、交際費、慶弔費、親睦会費、積立金、負担金、補助金、予備費等）、備品購入費、委託費※1、自団体への投票を呼びかけるために要する費用※2など

※1 委託費：事業の実施に必要不可欠で、かつ申請団体が自ら実施することが困難な専門的な技術等を要するものを他団体等へ委託する場合のみ対象となります。ただし、委託できるのは、事業内容の一部であり、大半を他の団体へ委託する場合等は対象になりません。

※2 実施事業や制度の広報を行う際にその一部分で自団体への投票の呼びかけを行う場合等、内容によっては対象となる場合があります。

○佐賀市民以外のためだけに支出される経費は対象経費となりません。

○本事業において徴収した参加費等を、収入予算として計上することについて、特に制限はありません。

〔対象経費基準額一覧〕

※下表に記載のないものについては、実費額を上限とします。

費目	説明
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費その他これらに類するもの ※申請事業に直接関わる講師・指導者等に対する謝礼に相当するもので、1人100,000円/回を上限として対象とします。
人件費	申請事業に必要不可欠な人件費に限る。※800円/時間を上限として対象とします。
旅費	交通費、宿泊費、通行料、ガソリン・軽油代その他これらに類するもの ※事業で直接使用する自動車の燃料費については、走行距離数に15円/km以内の値を乗じて算出した金額を対象とします。 ※旅費や宿泊等については、市税を活用する事業であるため、極力安価な方法で予算計上をお願いします。また、対象経費は佐賀市職員の旅費に関する条例・規則に基づき計算した額を上限として対象とします。 【例】・福岡市内～佐賀往復(日帰り)：3,060円以内 ※詳しくはご相談ください。
消耗品費	文房具の購入費、暖房用燃料費その他これらに類するもの ※参加者に対する啓発用配布物品等の単価は1人500円を上限として対象とします。 ※参加賞、参加記念品、賞品に対する経費は対象外とします。
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷費、簡易印刷（コピー）費その他これらに類するもの
食糧費	食事代、飲料費その他これらに類するもの。ただし、外部講師等用の弁当・飲み物代に限る ※外部講師の弁当・飲み物代については、1人1,000円/回を上限として対象とします。 ※懇親会等の費用や会議やイベント等の参加者やスタッフの食糧費は対象外です。
通信費、手数料等	郵便料、通信運搬費、振込み手数料、各種保険料、広告料その他これらに類するもの
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械、物品のリース料その他これらに類するもの。 ただし、申請事業に係る経費に限る
原材料費	加工用の材料その他これらに類するもの
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

※ご不明な点はおたずねください。

申請方法

新規で申請を予定している団体や新規事業で申請する団体はお早めにご相談ください。

申請期間

平成28年1月8日（金）から2月10日（水）17時まで（※郵送の場合は、期限必着）

申請書類

以下の書類一式1部を押印の上で提出してください。（※片面印刷）なお、提出書類のうち①～⑥については必ず指定様式での作成が必要です。（提出書類は、HP等で公開します。）

なお、提出後の提案内容の変更は原則として認めませんのでご注意ください。

①支援補助金交付申請書（様式1）	【HP等で公開】
②事業計画書（様式2）	【HP等で公開】
③事業スケジュール（様式3）	【HP等で公開】
④収支予算書（様式4）	【HP等で公開】※
⑤団体概要書（様式5）	【HP等で公開】
⑥団体要件・事業要件等確認シート（様式6）	【非公開】
⑦団体規約や会則等（様式指定はありません）	【非公開】
⑧団体名簿（様式指定はありません）	【非公開】

※チカラット会計ソフトの配布

団体の会計事務の負担軽減を目的にチカラットの様式に対応した会計支援ソフトを作成しました。詳しくは、5ページをご覧ください。

申請書類の配布場所

- ・佐賀市協働推進課（佐賀商工ビル7階）
- ・市民活動プラザ窓口（佐賀商工ビル7階）
- ・佐賀市ホームページ・市民活動プラザホームページ ※様式をダウンロードできます。
※「佐賀市市民活動応援制度「チカラット」平成28年度対象事業 募集！」

申請書類の提出方法と提出先

窓口・郵送とも提出期間を過ぎた後の受付はできません。期日厳守をお願いします。

【窓口提出】

期 間 平成28年1月8日（金）から2月10日（水）
時 間 市役所開庁日の9時から17時まで **※時間厳守**
※土・日・祝祭日等の閉庁日及び時間外の受付はできません。
提出先 佐賀市協働推進課（佐賀商工ビル7階）までお持ちください。
※協働推進課以外の部署・窓口での受付はできません。

【郵送】

期 間 平成28年1月8日（金）から2月10日（水） **※期限必着**
送付先 〒840-0826
佐賀市白山2丁目1-12 佐賀商工ビル7階
佐賀市役所 協働推進課 市民活動推進係
その他 封筒の表に「市民活動応援制度支援金交付申請書在中」と朱書きの上、送付してください。

団体向け「募集説明会」の開催（事前申込制）

日 時：① 1月 6日（水）14時30分～

② 1月 6日（水）18時30分～

③ 1月17日（日）10時～ ※午前1回のみ

場 所：市民活動プラザDE会議室（佐賀商工ビル7階）

申 込：開催日の2日前までに①団体名、②出席者氏名、③連絡先、④質問事項（ある場合）
を下記「問い合わせ先」に御連絡ください。

チカラット会計ソフトの配布・説明会の開催

佐賀市では、団体の会計事務の負担軽減を目的にチカラットの様式に対応した会計支援ソフトをマイクロソフトエクセルで作成しました。ぜひ、申請書作成（収支予算書）からこのソフトを活用し、対象事業の会計管理を行ってみてください。チカラットの様式と連動させていますので、決算時の収支決算書の作成などの会計事務が大きく軽減できるはずです。

会計ソフトの配布を希望する団体は、下記の説明会にご参加ください。

《会計ソフト説明会》

日 時：①1月13日（水）14時～ ②1月13日（水）19時～

③1月21日（木）14時～ ④1月21日（木）19時～

場 所：市民活動プラザDE会議室（佐賀商工ビル7階）

持 参：ノートパソコンもしくはUSBメモリー等の記録用媒体

※会計ソフトを配布しますので当日お持ちください。

申 込：開催日の2日前までに①団体名、②出席者氏名、③連絡先を下記「問い合わせ先」に御連絡ください。

その他

チカラット制度周知の協力について（必須）

(1) 広報での周知

支援対象事業として決定した場合は、各団体で事業に取り組まれる際に作成するポスターやパンフレット、アンケート用紙等に「佐賀市市民活動応援制度『チカラット』対象事業」又は「佐賀市『チカラット』対象事業」と記載していただく必要があります。

(2) 制度周知への協力

支援対象事業として決定した場合は、各団体内の会合の時や市民投票時の事業周知を働きかける時、また各団体が事業に取り組まれる時などに、市民活動応援制度の趣旨を説明するなど、制度の周知も行ってください。

意見交換会・説明会等への参加について（必須）

支援対象団体として決定後は、佐賀市などが開催する本事業関連の説明会や意見交換会などに出席してください。また、市民活動プラザが主催するソフト事業への参加もお願いします。

審査委員会の傍聴について

「佐賀市市民活動応援制度審査委員会」では、申請事業の審査や変更申請の審査、事業実績の審査を行います。支援対象団体は、出来る限り審査委員会の傍聴をお願いします。

問い合わせ先（この事業に関する問い合わせ、相談、質問先）

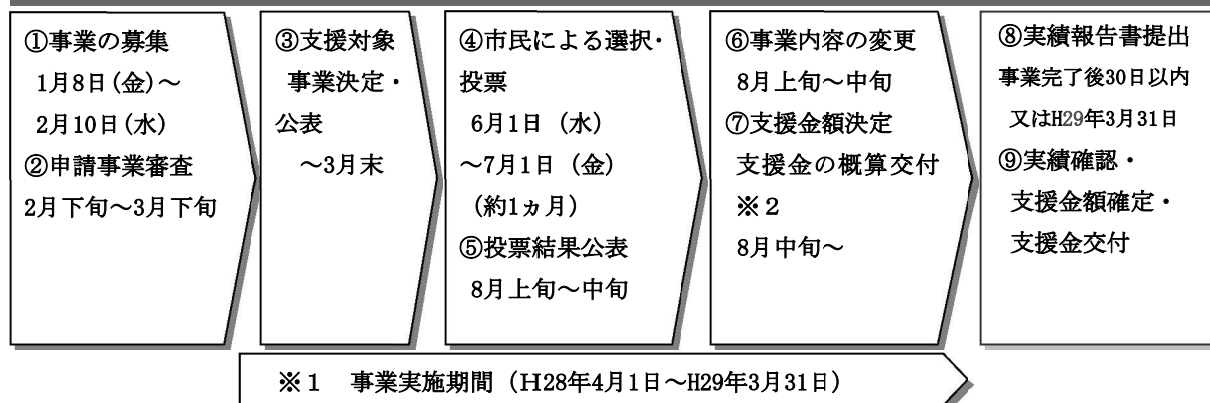
佐賀市役所 協働推進課 市民活動推進係

【電 話】0952-40-7078 【ファックス】0952-40-7385

【電子メール】kyodo@city.saga.lg.jp

【送 付 先】〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-12 佐賀商工ビル7階

事業の主な流れ



※1 事業実施期間

期間内で事業計画を策定し、事業に取り組んでください。

※交付決定日(8月中旬予定)前に事業に着手する場合は、別途届出が必要となります。

※2 支援金の概算交付

支援対象団体は、交付決定額の8割を上限に、概算払いによる支援金の交付を請求することができます。

①事業の募集(申請期間:平成28年1月8日(金)から2月10日(水)17時まで 郵送:期限必着)

支援金の交付を希望する団体は、応募期間内に交付申請書等の関係書類を市に提出します。

②申請事業審査

市は、提出された申請書等について、団体要件や事業要件、事業の内容、経費、公益性があるかな等を市の内部及び「佐賀市市民活動応援制度審査委員会」(学識経験者、民間企業関係者、市民活動団体関係者等で構成)で審査します。

③支援対象事業決定・公表

市は、審査結果を踏まえ、3月末までに支援対象事業を決定し、対象団体に通知します。(通知は4月以降)

④市民による選択届出(投票) (投票期間:6月1日(水)～7月1日(金)の約1ヵ月間程度を予定)

4月2日現在において18歳以上で6月1日に佐賀市に住居登録がある方は、自分が支援したい事業(団体)を3つ以内で選択し、市に投票します。

⑤投票結果公表

市民の投票を審査・集計し、結果を公表します。

※投票用紙に記載された「住所」、「氏名」、「生年月日」等と住民基本台帳の記載事項を照合するため、審査・集計に約1ヵ月程度の期間を要します。

※投票の結果は、支援対象団体に通知するとともに、佐賀市ホームページ等で公表します。

⑥事業内容の変更

支援対象団体は、市民投票(届出)結果を受けて、当初の事業計画どおりの遂行が難しいと判断する場合、支援対象事業の変更(事業費の減額)ができます。なお、変更申請は、審査委員会の審査を経て可否を決定します。

⑦支援金額決定、支援金の概算交付

市は、市民投票結果を踏まえ、支援金の交付決定を行い、その決定内容を公表します。

※支援対象団体は、交付決定額の8割を上限に、概算払いによる支援金の交付を請求することができます。

⑧実績報告書提出(期限:事業終了後30日以内又は平成29年3月31日のいずれか早い日まで)

支援対象団体は、事業を実施し、完了後は事業実績報告書を市に提出します。

⑨実績確認・支援金額確定・支援金交付

支援対象団体から提出があった実績報告書は、市の審査及び審査委員会の審査を行います。市で、支援金の額を確定した後、支援金を交付します。(⑦で概算交付を受けた場合、交付確定額から概算交付額を差し引いた額)

《参考》

1. 市民活動応援制度「チカラット」制度のポイント

- (1) 市民活動団体が実施する公益的な事業が対象です。
対象となる事業は、市が設置する「佐賀市市民活動応援制度審査委員会」で、事業の公益性等を審査しています。
- (2) 18歳以上の市民が投票できます。
平成28年4月2日現在において18歳以上の方で、投票基準日（平成28年6月1日）に佐賀市に住民登録がある方が対象となります。
- (3) 市民の投票数に応じて、市民活動団体へ支援金が交付されます
18歳以上の市民は、応援したい事業を1人につき、3事業（団体）以内で選択して、届出期間中1人1回に限り投票（届出）することができます。

2. 1票あたりの支援金額

平成28年度の1票あたりの支援金額は、平成28年度の個人市民税に係る予算額の1%相当額を平成28年4月2日時点での18歳以上の市民の人口で除して得た額となります。

3. 団体への支援金の算出方法

各団体への支援金は、選択数ごとの【1票あたりの支援金額×投票数】で算出した額を合計した額※を限度として、予算の範囲内で決定します。

※選択数に応じた1票あたりの支援金額	※()はH27年度の額
1事業選択の場合	1票あたりの支援額の全額 (551円)
2事業選択の場合	〃 の1/2の額(275円) (=551円÷2)
3事業選択の場合	〃 の1/3の額(183円) (=551円÷3)

※各団体への支援金は、市民の選択結果に応じて決定されます。
※交付申請額を超えるときは、交付申請額が上限となります。

(例) ■A団体 交付申請額 80,000円
投票結果 1事業選択110件、2事業選択50件、3事業選択80件

■選択数毎に算出した額 (1票当たりの支援額はH26年度の額を使用)	
1事業選択の場合	551円×110件=60,610円
2事業選択の場合	275円×50件=13,750円
3事業選択の場合	183円×80件=14,640円
計	<u>89,000円</u>

■申請額が80,000円であるので、団体への支援金交付決定額は89,000円ではなく、80,000円となります。

交付決定額 80,000円

4. 申請事業の審査について

申請事業は、書類審査を実施し、学識経験者や民間企業経験者、市民活動団体関係者等で構成する「佐賀市市民活動応援制度審査委員会」で審査し、支援対象事業の可否を決定します。

(1) 選考のポイント

審査委員会では、申請内容が申請要件に合致しているかどうかについて、以下の項目で審査します。

- ・申請団体は、団体要件を満たしているか
- ・申請事業は、事業要件を満たしているか
- ・申請事業は、公益性があると認められるか
- ・対象経費は、申請事業の遂行に直接必要な経費と認められるか
- ・事業の実施について、実現可能なスケジュールが立てられているか 等

※審査委員会では、申請事業についてのアドバイスやコメント等を出すことはありますが、事業や団体に順位を付けたり、支援金の交付額を決定することはありません。

(2) 支援対象事業（団体）の決定

支援対象事業の可否については、審査委員会の審査結果を踏まえて、3月末までに決定し、4月以降に通知する予定です。

5. 交付申請内容の変更等について

市民投票（届出）の結果の公表後（平成28年8月上旬～中旬予定）、交付予定額が交付申請額（応援希望額）に達しない等の理由によって、申請額の減額変更の申請等をすることができます。なお、申請額の増額変更の申請はできません。※投票（届出）結果は、市ホームページ等で掲載予定

6. 決定の取り消しについて

次のようなことが判明した場合は、支援決定等を取り消すことがあります。

- (1) 虚りその他不正の手段により、支援対象団体の決定又は交付決定を受けたとき
- (2) 支援金を対象経費以外の用途に使用したとき
- (3) 支援対象事業を中止もしくは廃止したとき
- (4) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (5) 法令又は要綱に基づく市長の指示に違反したとき
- (6) 支援対象団体又は支援対象事業の要件を満たさなくなったとき
- (7) 要綱の規定に違反したとき

例) 市民からの届出（投票）の際、本人の意思を阻害するような行為や不正行為を行ったとき等 ※他人になりすました投票行為や、本人の意思によらない投票が発覚した場合も含まれます。

7. 支援金の交付請求について（交付決定から補助金支払いまでの流れ）

【交付決定】

- ⇒〈団体〉概算払い請求書の提出（概算払い（交付決定額の8割まで）を希望する団体のみ。）
- ⇒〔市〕支援金の支払い（概算）
 - 〈団体〉**事業の実施** → **事業の完了**
- ⇒〈団体〉実績報告書の提出
- ⇒〔市〕実績報告書の審査・「市民活動応援制度審査委員会」での審査
- ⇒〔市〕交付額の確定（通知書を送付）
- ⇒〈団体〉請求書の提出 ※概算払いで補助金の交付を受けた団体は、「補助金の確定額－概算払いの額」
- ⇒〔市〕支援金の支払い